

令和3年第5回（9月）議会定例会会議録

招集年月日	令和3年9月15日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和3年9月15日 午前10時00分		
閉議宣告日時	令和3年9月15日 午前11時10分		
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 田西秀司	教育長 室谷敏彦
	総務課長 大山恭功	税務課長 川北征章	住民課長 國雲正樹
	福祉課長 村田真寿美	土木課長 山本忠浩	
	学校教育課長兼社会教育課長 東 誠		
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 中田利明		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和3年第5回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

令和3年9月15日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第32号から議案第43号 (一括議題)

令和3年第5回

追加議事日程（第2号の追加1）

川北町議会定例会

令和3年9月15日 午前10時開議

第1 議案第44号から議案第46号（一括議題）

会 議 に 付 し た 事 件

- 議案第44号 川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 議案第45号 川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 議案第46号 川北町教育長任命につき同意を求めることについて

《再開、会議》

◇議長 田中秀夫

本日の出席議員数は、10名であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

《一般質問、答弁》

◇議長 田中秀夫

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

1番、山田勝裕君。

◇1番 山田勝裕

はい、議長。

おはようございます。

9月議会において、質問の機会をいただきましたので、私の方からは学校教育に関する2つの質問を分割方式でお願いしたいと思います。

先に小中学校の校務支援システムの状況について伺いたいと思います。

今、新型コロナウイルスの感染拡大、まん延防止措置が今月末まで延長されています。まだまだ予断を許さない中ですが、学校の方は夏休みが終了して、2学期が始まったところです。

デルタ株、ウイルスの変異株の置き換わりは20代を中心とする若年層の感染拡大を招いています。10代にも多くの感染者が出ている状況があります。

その学校教育への影響、児童生徒への感染拡大のリスクも高まっていると思います。

教員の多忙化が叫ばれる中、コロナ対策の業務もこれもまた教員の負担になってい

るのではないかと考えています。

その教員の多忙化についてですけれども、近年特に課題となっておりまして、勤務超過時間が80時間を超える教員もまだまだ多くみられる状況です。

ただ私の個人的な経験上の見解から言わせていただくなれば、勤務時間はあつてないようなところもあります。

児童生徒の生活そのものが教育の範ちゅうであるという捉え方も否めないのではないかと考えておりますが、それでも近年の教員の多忙化は、確実に進行していることも事実です。

学校の校務には、児童生徒への授業実践・成績管理・一人ひとりの健康管理・基本情報の管理・自分自身の研修など、様々な業務を受け持っており、近年はそれに加えて情報の共有化を元に、各種の報告事項の作成にも多大な時間をかけている、そんな教員の状況があります。

その解消の為には、効率的・効果的に支援することが必要であり、町の当初予算では教員への多忙化軽減に資するため、校務支援システムが導入されました。

この校務支援システムの具体的な内容はこういったものなのか。

それからこの導入によって、多忙化改善がどのように期待できるのかをお伺いしたいと思います。

◇議長 田中秀夫

教育課長、東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。

本町の小中学校は8月31日より2学期が始まりましたが、県内では小中学生の新型コロナウイルス感染が続いており、町と致しましても感染防止対策の徹底について、校長会を通じ再確認しております。

さて、ご質問のありました校務支援システムは、教職員の多忙化改善へ繋がることを目的として、県内17市町が参加する共同調達により、今年6月に県市町教育委員会連合会が入札を行い、民間システム業者が決定しております。

これに伴い、各市町がこの民間システム業者と業務委託契約を締結し、令和4年4月の本稼働に向け、システムの設定や回線接続などの準備を進めることとなります。

この校務支援システムは、教員の校務機能としての、学校日誌・出勤簿・出張管理簿、そして成績機能としての児童生徒の名簿管理。出席簿・通知表・指導要録・調査書、さらに保健機能としての児童生徒の健康診断票・保健に関する各帳票などが一括管理でき、県下統一様式であるため、教職員がどこに異動しても同じ使い方ができるという大きなメリットがあります。

新年度からの本稼働に向け、今後、研修会の開催が予定され、教職員の多忙化改善の一つとしても位置付けられており、校務の平準化及び効率化も図ることで、教育の質の向上と教員の負担軽減に繋がるよう、取り組んで参ります。

◇1番 山田勝裕

議長、1番

◇議長 田中秀夫

1番、山田勝裕君。

◇1番 山田勝裕

ありがとうございました。

教員が子供に向き合う時間をいかに確保できるか、子供と向き合うことで教育が進むと思いますので、教職員の多忙化改善の為の校務支援システムを、大いに活用していただきたいと思っています。

次に、町の学校給食の現状についてお伺いします。

昨今話題になっている学校給食にかかわる議論は、全国的にもこれまでにたびたび取り上げられてきました。

特に直近では、近隣の自治体が学校給食費の公費負担を巡って話題となっていることは、皆さんご承知の通りだと思います。

しかし、学校給食についての詳細な状況が伝えないまま議論されているようで、私から考えると正しい理解がもっと必要ではないかと思っています。

そもそも、学校給食は戦後の食糧難・栄養不足・児童生徒の健康保持増進のため、また一方でアメリカの小麦消費、洋食化の施策を視野に入れての本格的な実施と理解しています。

その後、昭和29年に学校教育の一環として、学校給食法が制定されました。

そして現在に至っているわけですが、近年では食育をはじめとして、パン食・米食の選択、児童生徒のアレルギー体質への対応、配食体制への課題、そして肥満や拒食症への対応、そして給食費未納の問題など、様々な対応を余儀なくされているところでは。

経費にかかわる点では、学校給食法によれば、「義務教育での学校給食は、学校設置

者つまり町ですが、給食施設や関係職員の経費を負担しなければならないが、それ以外の経費、食費については保護者が負担するものとする」となっています。

もちろん、それに対する負担軽減や補助を自治体が負うことも有り得るものであると理解しています。

しかし義務教育だからと言って、すべて公費でというわけではないでしょうし、鉛筆・消しゴムまで公費で賄うことにはならないとも思っているところですが、給食費の軽減方法を模索する余地はあると思っています。

しかし、ともあれ保護者・住民の皆さんには、学校給食の現状についてほとんど理解していないように感じています。

川北町では学校給食の食材をどのように購入し誰が栄養管理、献立を作っているのか。

一食あたりの食費はいくらなのか。どのように集金しているのか。未納の保護者がいるのかいないのか。いた場合にどのように対応しているのか。など、本町の学校給食の現状と課題を伺いたいと思います。

教育長、よろしくをお願いします。

◇議長 田中秀夫

教育長、室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

お答え致します。

学校給食の現状と課題についてですが、本町では、給食設備の整備や安全管理など、学校給食の充実に重点を置くとともに、ご飯に地元産コシヒカリの一等米を使用する

など食の安全・安心、そして美味しい給食を子どもたちに提供できるような取り組みに、重点的に力を注いでおります。

そして食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、保護者からの申請をもとに給食前にアレルギー成分をチェックし、誤食が無いよう各学校で細心の注意を払って取り組んでいます。

また、今年の7月には、防災意識を高める観点から、児童生徒が防災給食を体験したところがございます。

議員お尋ねの現状について申し上げますと、まず給食の献立は、川北中学校の栄養教諭が地元で収穫された旬の食材を取り入れる工夫をしながら作成しております。

そして、本町の大きな特徴としては、全ての学校で自校炊飯を行っていることが挙げられ、子ども達に作りたての温かく美味しい給食を提供しています。

一食当たりの食費は、ご飯やパン・牛乳、その他副食を含め中学校が325円、小学校が270円であり、給食費として月額中学校が6,000円、小学校が5,100円を毎月、各学校が保護者の口座からの引き落としにより集金しております。

また、給食費の未納についてですが、指定日に引き落せない家庭は若干ありますが、その多くの方は後日現金で納入されており、学校として未納保護者への対応はございません。

最後に、今後の課題について申し上げますと、昨年度、中学校で食に関するアンケートを行ったところ、ほとんどの生徒は朝食をとっていますが、栄養バランスが十分でないものも見受けられましたので、朝食

の内容の改善が必要と考え、今後、家庭科の授業や給食の時間等を活用し指導していくとともに、保護者に対して朝食の重要性について、理解を深めて頂く取り組みにも努めて参りますことを申し上げ、答弁と致します。ありがとうございました。

◇議長 田中秀夫

2番、宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

はい、議長。

川北町の防災施策について3点、一括質問方式でお伺いします。

今年も全国各地で記録的豪雨による洪水や土砂崩れが発生し、多くの方が被災されております。

幸い川北町では大規模な自然災害は発生しておりませんが、川北町には手取川があり、いつそのような災害が起きてもおかしくない状況であり、行政には他人事とはせず、最悪の状態を想定した危機管理が求められております。

1点目の質問は災害情報表現変更に対する町の対応についてお伺いします。

本年5月20日、災害対策基本法の改正により、警戒レベル4では避難勧告が廃止され避難指示に一本化されました。

町が出す避難情報の表現や町民が取るべき行動内容が変わったわけですが、これを町はどのようにして町民に周知させてゆくおつもりでしょうか。

私は、気象状況、気象庁の発する情報、町の発する避難情報、そして町民が取るべき行動を時系列的に表した災害避難行動タイムラインを策定し、町民に周知する必要

があると思います。それと同時に防災マップの見直しも必要と思います。

私が考える見直しのポイントは3つあります。

1つは、防災マップに記載の避難情報を新しい表現に変更すること。

2つ目は、防災マップに記載されている指定避難所や福祉避難所に対して、水害時でも使える避難所を明記すること。

3つめは、町の各避難所で3密を避けて収容できる人数と想定される避難者数を試算し、分散避難型で避難地区割り当てを決めておくことです。

以上タイムライン策定と防災マップの見直しについて町当局のお考えをお伺いします。

2点目の質問は、個別避難計画の作成についてお伺いします。

改正災害対策基本法では、自力で避難が困難な避難行動要支援者一人ひとりに対して、いつ誰がどこへ避難させるかなどを記載した個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされ、行政が主体となり関係者と連携し作成することとなっております。

町ではどのように対応されていますでしょうか。

また個別計画作成に合わせて重要なのは、各地区の自主防災組織で要支援者を避難させる仕組み作りです。

しかし川北町の自主防災組織については、組織の無い地区もあり、全体として防災意識は高いとは言えません。

従いこの仕組み作りを地区の自主性に任せても進まない所もあり、防災士会や区長会等とも協力し、行政からの積極的な働き

かけが必要と思います。町当局のお考えをお伺いします。

3点目の質問は今後の防災訓練についてお伺いします

今年の2月に橘小学校体育館で川北町災害避難訓練が行われました。

橘小学校が避難所となる地区の代表者、防災士、町職員など約50名が参加し、コロナ禍での避難所運営の仕方を学び、段ボールベットや間仕切り、簡易トイレの組み立て練習が行なわれたとのことでした。

私はこの災害訓練が実施できたことは非常に良かったと思いますし、今後改善を加えながら発展的に継続していくことを期待しております。

そこでお伺いします。

今回の訓練で課題と反省点はどんな内容があったのでしょうか。また、アンケートではどんな意見があったのでしょうか。

それらを踏まえて今後の訓練はどのように発展させてゆくおつもりなののでしょうか。

私としては、他校区や他の避難所でも行うべきだと思いますし、前の質問にありましたように、豪雨災害のタイムラインに沿った避難行動訓練や要支援者の避難支援訓練も必要だと思います。

今後の防災訓練の方針や計画について、お伺いします。

◇議長 田中秀夫

町長、前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

まず、避難情報の表現変更に対する町の

対応についてでございます。

本年5月20日に施行されました災害対策基本法の一部改正によりまして、避難勧告・避難指示が一本化されております。

これに対し町では、現在、ホームページやケーブルテレビの文字放送で周知しており、今後も様々な媒体や機会を通じて、引き続き内容と取るべき行動の周知に努めて参りたいと考えています。

またこの改正により、防災マップの内容に一部変更が生じますが、議員ご指摘の点も踏まえて、見直しを図るとともに、新たにWEB版の洪水ハザードマップを作成することについても検討しています。

また、避難行動タイムラインの策定についても、今後進めていくとともに、住民一人ひとりが、いざというときに落ち着いて、避難行動ができますよう、マイ・タイムラインの作成、取り組みを推進して参ります。

次の個別避難計画の作成についてでございますが、こちら、今回の災害対策基本法の一部改正により、市町村の努力義務と位置付けられることになっております。

個別避難計画は、高齢者や障害者など要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者一人ひとりに個別の避難計画を策定するもので、令和2年4月1日現在の県内自治体の策定率は、要支援者全体の7%にとどまっています。

この努力義務化に伴い、今年度に入って県の危機対策監室から本町に対し、個別避難計画の作成促進を図るため、共同での取り組みについての申し出がございました。

これを機に、現在、中島地区をモデル地区として、地区の防災士会や民生委員の

方々の協力を頂きながら、個別避難計画の作成を進めており、今月の7日と8日には、同意を得た方に対する聞き取り調査を実施したところでございます。

町と致しましては、この事業により、個別避難計画の作成に対するノウハウを得て、今後、町内全地区で計画作成の取り組みを推進することとし、さらに、各地区に対しての働きかけにも積極的に努め、併せて、災害時要配慮者支援プランの見直しも進めて参りたいと考えております。

3点目の今後の防災訓練についてであります。

今年2月の災害避難訓練終了後、参加した皆さんよりアンケートを頂いております。

その集計結果として、「とても良かった」、或いは「良かった」という意見が全体の2/3以上を占めるなど、とにかくこのような訓練をしたことに大いに意義があったと感じています。

また、受付や全体の流れ、感染症対策など課題もありましたので、一人ひとりの貴重なご意見を、今後の訓練に活かして、参りたいと考えています。

なお今年度の訓練ですが、先ほど申し上げました個別避難計画を基とした訓練を、中島地区と町が合同で県の協力も得ながら、秋以降に開催する計画をしております。

また、町職員や各地区の方々との研修や図上訓練などにも積極的に取り組むとともに、来年度になります。詳細は申し上げられませんが、今後、関係機関と連携した町全体の訓練を実施し、更なる防災力の向上に努めて参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

3番、窪田 博君。

◇3番 窪田 博

はい、議長。

9月町議会定例会において、一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式により、手取川の河川敷に関して2点、質問致します。

川北町はこれまでこの大河の恵みで、稲作を中心に穀倉地帯として栄えました。

しかしながら長年にわたり、上流の中島から下流の朝日までの河川敷には、野生の樹木が繁茂し、河川景観の阻害、また近年の想定外の豪雨により、各地の河川敷で災害が発生する中、地域住民の一抹の不安もございます。

昨日も自治体関係者が、国交省北陸地方整備局に対し、野生樹木の早期伐採を要望されたと聞いています。

今後とも引き続き、町や我々議員も国に対し強く要望していかなければならないと思っております。

1点目は、町が管理するコミュニティー&スポーツ公園の現状についてであります。

町スポーツ公園は、年間を通し町内外の多くの方が訪れ、野球やテニス・グラウンドゴルフ大会等の多彩な行事が行われていますが、一方、コミュニティー公園のじゃぶじゃぶ池から下流のバーベキュー場や観察池の水辺の楽校ゾーンの現状は、雑木や雑草で景観も悪く、通路も歩けないほどであります。

この案件につきましては、平成28年9月議会において、井波議員が当園地の管理について一般質問され、議論がかわされま

した。その後、余り改善されていないように思われます。

私ら年代の小学生の頃には、学校にプールがありませんでしたから、このコミュニティー公園の水辺の楽校ゾーンは、子供達の遊泳や鮎のつかみ取りなど、本当に楽しい遊び場でもございました。

当時、手取ダムも建設されていませんでしたから、手取川は、今よりも水が豊富で、大きな雑木もなく、清い流れと白く開けた河原の素晴らしい光景が、今でも目の前に浮かんできます。

そこで提案でございますが、コミュニティー公園の水辺の楽校ゾーンの雑木や雑草を、一旦、一掃してはどうでしょうか。

そして、当該ゾーンの活用方法を見直し、例えば手取川の雄大な自然を生かした町民の憩いの広場として再整備し、スポーツ公園と一体的かつ効率的な維持管理ができないでしょうか。

町当局のお考えを伺いたいと思います。

◇議長 田中秀夫

土木課長、山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答え致します。

町コミュニティー&スポーツ公園の現状についてのお尋ねですが、この施設は、国の水辺の楽校モデル推進事業の認定を受け、平成10年度から平成14年度にかけて整備をしています。

この内、下流側に位置する自然と調和した水辺の楽校ゾーンについては、観察池やキャンプ場サイトなどが整備されています。

ご質問の用地一体の雑草などを一掃し、新たな利活用へと見直す事については、国の河川区域内であり、公園用地全体の占用許可の変更が必要となります。

また、構造物などに細かい要件があり、簡単に整備することは難しいと考えられます。

仮に再整備するとなると計画内容にあわせた実施設計及び工事に大規模な予算が必要となります。

こうした現状を踏まえ、今後、施設の整備構想や維持管理に係る財源確保など、様々な視点から検討していく事を申し上げ答弁と致します。

◇3番 窪田 博

議長、3番

◇議長 田中秀夫

3番、窪田 博

◇3番 窪田 博

それでは2点目は、手取川下流の朝日地区河川敷広場の活用についてであります。

手取川下流の朝日地区河川敷広場は、手取公園右岸園地内の川北町側にあり、現在、白山市が指定管理者となっております。

広場は川北町民にとっても近くて親しみのある場所であることから、昨年の秋頃、町パークゴルフ協会の会員が中心となり、指定管理者の了解を得、会員独自で草刈りを行いながら、現在、練習に励んでおります。

また、町協会が発足して15年経過し、会員数が大幅に増えたこともあり、将来もう少し拡張し町のパークゴルフ場にと、町協会から伺っております。

現在、会員は川北町から離れた松任海浜公園を主会場として、練習や月例会等を行っておりますが、近くに町のパークゴルフ場があれば、多くの町民の方々にも参加していただき、楽しみの機会が増えるのではと唱えております。

周辺自治体をみますと、白山市には松任海浜公園、能美市には根上公園、野々市市には野々市市健康広場、小松市には木場潟公園とスカイパークこまつのそれぞれパークゴルフ場があります。

今後、継続してこの広場をパークゴルフに利用をしていく為には、行政の管轄区域や草刈りの実施、管理経費の負担等の課題を抱え、協会会員の労苦も見え隠れし、限界があるように感じられます。

ここは一度、町パークゴルフ協会が現状を町によく説明し、どういった手法で進めていけばよいのか、町と相談することが肝要ではないかと思えます。

手取川河川敷は国有財産であります、小さな川北町にとって町民の健康づくりの推進と町の活性化のための貴重な財産でもございます。

町当局のお考えを伺いたいと思えます。

◇議長 田中秀夫

教育課長、東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。

白山市・能美市・川北町のパークゴルフ愛好者の皆さんで、手取川下流の河川敷にある県営手取公園右岸園地の一画の雑草を刈り取り、9 ホールのパークゴルフ場を整

備されたことは、昨年11月26日の新聞朝刊で拝見し、現地も見させて頂いております。

新聞によりますと、パークゴルフ場の新設に合わせて発足した手取公園右岸園地パークゴルフ愛好会が、この広場を今後、運営・管理されるとありましたが、議員の言われる町パークゴルフ協会としての意向・考え方等については、これまでに、町体育協会へのアンケート調査で、ご意見・ご要望として提出されており、今後、役場土木課も含めて、改めてお話を伺う場を設ける事を申し上げ、答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

6番、西田時雄君。

◇6番 西田時雄

はい、議長。

9月議会定例会において、一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式により質問いたします。

まずは、コロナワクチン接種状況について質問します。

現在、世界各国において感染力の強いデルタ株によるコロナ感染が拡大し、8月初旬には世界で2億人以上、国内でも100万人以上が感染し、今でも衰える事もなく、若い世代で感染拡大が続いています。

川北町では、65歳以上の高齢者のワクチン接種1回目が、4月19日から県内でもいち早く始まり、2回目の接種も6月上旬には終了しました。

また、64歳以下12歳までのコロナワクチン接種も、9月末には終了すると聞いています。

福祉課を中心に町職員の協力により、大きな問題もなくスムーズに希望者の方に接種を終える事ができ、町民の皆さんから大変喜ばれています。

そこで、これまでの町全体の年齢別接種率の状況やその問題点など、またコロナ感染状況により、国の方では3回目のワクチン接種や11歳以下の子供への接種も検討中と聞きます。

今後、町民の安全安心のため、町としてどのような感染対策を講じていくのか、町当局の考えをお伺いします。

◇議長 田中秀夫

町長、前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

新型コロナウイルス感染症については、感染力の強い新たな変異株により感染が拡大し、石川県下におきましてもまん延防止等重点措置が9月末まで延長されるなど、まだまだ収束の兆しが見えない状況となっております。

お尋ねのワクチン接種につきましては、川北町では4月19日から、65歳以上の高齢者への接種をかわきりに45歳以上の方は保健センターでの集団会場にて接種を行い、7月4日をもって終えております。

また、国の接種基準に町独自の優先順位を設け、夏季休業中に接種出来ますよう、町内小中学校に勤務する教職員をはじめ、保育所・児童館職員の接種も終えております。

そして44歳以下の方につきましては、6

月21日より、町内のクリニックにて、個別での接種を行っております。

中学生以下の児童の接種につきましては、6月より接種年齢が12歳まで引き下げられたことに伴い、保護者からの意見を参考に、学校・医療機関と話し合いを重ね、慎重に対応してまいりました。

9月1日時点の接種者と、現在、予約されている方を合わせますと、町全体の接種率は87.8%となります。

年代別で申し上げますと、60歳以上が95.2%、50歳代で92.9%、40歳代で88.7%、30歳代で77.4%、大学生を含む20歳代が74.8%、高校生以下の児童・生徒につきましては、65.6%となっております。

自分自身のため、そして大切な家族や職場・地域社会を守るため、ワクチン接種のお願いを呼び掛けて参りましたが、持病などで接種したくても出来ない方も多くおいでになります。

そのため、接種の有無に関しては、区別や差別が無いよう注意喚起も併せて行っているところであります。

また、防災行政無線でも連日お知らせしていますが、川北町でのワクチン接種は9月18日で終了と致しております。

5ヶ月間にわたり、このワクチン接種に従事して頂いた医療スタッフの皆さん、接種会場にてご協力を頂いた健康づくり推進員をはじめ、多くの町民の皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思います。

それ以降の接種につきましては、現在、19歳から39歳の方は、いしかわ県民ワクチン接種センターでの接種が可能となっております。

そして白山石川医療企業団にも協力をお願いをしているところでございます。

更に報道等で3回目の接種についても取り沙汰されておりますが、国から何らかの指示がございましたら、速やかに対応して参りたいと考えております。

町民の皆様方にはワクチン接種後も、これまでと同様、お一人おひとりの基本的な感染対策を継続していただきますようお願いを申し上げます。答弁と致します。

◇6番 西田時雄

議長、6番

◇議長 田中秀夫

6番、西田時雄君。

◇6番 西田時雄

2点目は、手取川の氾濫を想定した避難対策について質問します。

地球温暖化の影響によるものかわかりませんが、近年毎年のように全国各地で大規模な豪雨災害が発生しています。

昨年も7月に九州熊本地方や東北山形県を中心に、豪雨による球磨川や最上川の氾濫などにより、甚大な被害が報告されています。

また本年7月には静岡県熱海市で、大規模な土砂災害が発生し、先月には台風の上陸や前線の停滞により大雨特別警報が全国各地で発令されるなど、広範囲にわたり被害が発生しました。

被害にあわれた方々の話を総合すると、殆どの方が逃げる暇もなく水かさが増えて来た・土砂が押し寄せて来た・避難情報を聞かなかつたと証言しています。

川北町は一級河川手取川が東西に約

10.6Km 隣接しています。

短時間で数百ミリの降雨量が長期にわたり発生すれば、手取川も氾濫の危険性が考えられます。

このような状況を踏まえ、町として氾濫時の避難先や国が定める警戒レベル4の避難指示を待たずに、早め早めの町独自の警戒避難情報を定めておくことも重要と考えます。

そこで町当局の考えをお伺いします。

◇議長 田中秀夫

総務課長、大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。

ご承知のとおり、昨今の異常気象と相まって、大雨や台風による大規模な風水害は、毎年のように全国各地で発生しており、いっどこで発生するか分からない状況であります。

本町においては、土砂災害の想定はありませんが、手取川の氾濫による大規模災害の可能性があり、町の防災マップでは、1,000年に1度の大雨が降ると、町内全域が浸水想定区域に入ることになっています。

また、手取川の氾濫による避難情報の判断基準につきましては、鶴来観測所における水位を基に、手取川の状況や今後の気象情報など総合的に判断し発令することとしております。

さて先の質問での答弁のとおり、今年の5月20日より避難勧告と避難指示が一本化され、避難指示はこれまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなりました。

これにより、これまで以上に早めの対応が必要となったと考えており、関係機関との情報交換と連携を密にして、早めの準備と判断、そして周知の徹底に努めなければなりません。

この為、これまでの各種計画やマニュアル等の必要な見直しを進めており、今後、警戒レベルに応じた町独自の避難情報の提供や情報提供媒体の多角化についても検討して参ります。

また、個々の状況に応じた避難方法の周知にも努めるとともに、広域避難についての協議も行い、逃げ遅れゼロの取り組みを進めて参ります。

◇議長 田中秀夫

5番、山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

はい、議長。

9月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、紙おむつ等の購入助成について、2点一括してお尋ねします。

1点目は、要介護者等に対する紙おむつ等の購入助成です。

要介護の方を在宅で介護されている方たちから、紙おむつ等の購入助成ができないものか。近隣自治体でも実施しているが、との相談を受けます。

私なりに、近隣自治体を調べたところ、介護保険の認定が要介護の方や重度の障害を持つ方を対象に、購入助成券を発行し、購入費用の一部を助成しています。

そこで、お尋ねします。

要介護者等に対する紙おむつ等の購入助成について、町当局の考えをお聞かせくだ

さい。

2点目は、乳幼児に対する紙おむつ等の購入助成です。

乳幼児の子育てに係る経済的負担の軽減を図るために、紙おむつや育児用品等の購入助成が全国的に静かな広がりを見せています。

県内では、能美市を含め、珠洲市・野々市市と導入自治体そのものは少ないようですが、少ないからこそ町独自施策として導入し、子育て支援策の充実を図ってはどうかと考えます。

そこで、お尋ねします。

乳幼児に対する紙おむつ等の購入助成についても、併せてお聞かせください。

◇議長 田中秀夫

福祉課長、村田真寿美君。

◇福祉課長 村田真寿美

はい、議長。

お答え致します。

1点目の在宅での要介護の方や重度の障害をもつ方に紙おむつ等の購入費助成を出来ないかとお尋ねでございますが、在宅において、日々の介護による精神的な負担や経済的負担の軽減を図ることを目的として、県内で多くの自治体がこの助成制度を取り入れていることは承知しております。

しかしながら、皆さんご存知のとおり、川北町では、平成22年1月より75歳以上の高齢者医療費の全額助成を町独自の施策として実施している他、介護度の高い方を自宅で介護されている方には月50,000円の介護者福祉手当の支給も行っております。

また10月より始まります65歳以上の高

齡者インフルエンザ予防接種も、川北町では無料となっております。

なお、重度の障害を持つ方に対しては、地域生活支援事業の中でおむつ代を給付しております。

2 点目の乳幼児に対する紙おむつ等の購入費助成につきましても、育児にかかる経済的な負担軽減の観点から申し上げますと、本町では保育料の低廉化をはじめ、第1子からの出産祝金の支給・医療費の全額助成・チャイルドシートの購入助成・子育てアプリの導入など、他市町が実施していない町独自の子育て施策を先駆的に行っており、いずれも保護者の経済的負担軽減につながっているものと思っております。

また野々市市が行っている新生児用品購入支援事業につきましては、コロナ禍における期間限定での支援策であります。

コロナ支援策は自治体により様々ですが、本町におきましては、全町民を対象に11月から利用が出来る、地域応援商品券を配付する予定としております。

いずれに致しましても、本町の高齢者福祉と母子保健事業を含む子育て支援施策は、どの市町よりも手厚い内容となっており、現時点での紙おむつ等の購入費助成は予定しておりませんが、今後、長期的な視点から状況を見極め、継続した支援の充実に努めてまいります。

どうぞご理解賜りますようお願いを申し上げます、答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 田中秀夫

日程第2 議案第32号から議案第43号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長及び予算決算特別委員長より、先に付託されました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 田中秀夫

総務産業常任委員長、西田時雄君。

◇総務産業常任委員長 西田時雄

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

議案第40号「令和3年度 川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分」、議案第43号「押印の見直しに伴う関係条例の一部を改正する条例について」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 田中秀夫

教育民生常任委員長、井波秀俊君。

◇教育民生常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第40号「令和3年度 川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分」。この中で、保育所ICT推進事業について、セキュリティの確認やネット環境の確認。また各補正予算の事業内容や理

由についてなど多くの質疑が行われ、各担当課長より資料等の提出、内容説明があり審議がなされました。

議案第 41 号「令和 3 年度 川北町介護保険事業特別会計補正予算」、議案第 42 号「川北町手数料条例の一部を改正する条例について」。

担当課長から説明があり、改正について質疑が行われ、審査がなされました。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 田中秀夫

予算決算特別委員長、坂井 毅君。

◇予算決算特別委員長 坂井 毅

はい、議長。

去る 9 月 6 日 7 日の 2 日間、全議員が出席し慎重に審査を致しました。

それでは、予算決算特別委員会に付託されました案件について、その審査結果を報告致します。

議案第 32 号「令和 2 年度 川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 33 号「令和 2 年度 川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 34 号「令和 2 年度 川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 35 号「令和 2 年度 川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 36 号「令和 2 年度 川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 37 号「令和 2 年度 川北町介護保険サービス事業特別会計歳入

歳出決算の認定について」、議案第 38 号「令和 2 年度 川北町後期高齢者医特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 39 号「令和 2 年度川北町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 田中秀夫

これで、常任委員長及び予算決算特別委員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

〈質疑・討論・採決〉

◇議長 田中秀夫

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号から議案第 43 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 32 号から議案第 43 号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第 32 号から議案第 43 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《議事日程追加》

◇議長 田中秀夫

次に、議事日程追加の件をお諮りします。
会議規則第 22 条の規定により、本定例会に議案第 44 号から議案第 46 号までを追加したいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって本定例会に議案第 44 号から議案第 46 号までを追加することに決定しました。

尚、これに基づく追加議事日程はお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 田中秀夫

追加日程第 1 議案第 44 号から議案第 46 号までを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは 3 件の人事案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第 44 号「川北町公平委員会委員選任につき 同意を求めることについて」であります。

現在、公平委員を務めておられます中島の中川雅之さんですが、この 9 月 28 日で任期が満了致します。

中川さんは平成 29 年 9 月に就任し、現在 1 期目で、人格・識見ともに優れた方であり、引き続き公平委員に選任したいと思

いますので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により提案するものであります。

次に議案第 45 号「川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて」であります。

現在、委員で教育長職務代理者であります早瀬勇人さんは、10 月 8 日で任期が満了致します。

早瀬さんは平成 25 年 10 月からの 2 期委員を務め、人格・識見ともに優れた方であり、引き続き任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、提案するものであります。

最後に議案第 46 号「川北町教育長任命につき同意を求めることについて」であります。

現在教育長の室谷敏彦さんは、この 9 月 30 日で任期が満了致します。

室谷さんは、平成 23 年 6 月から教育長を務めていますが、今期をもって後進に道を譲りたいとの申し出がございました。

その意思是固く了承せざるを得ませんでした。

教育長としての約 10 年間の任期中、全小中学校の教室への冷暖房設備の整備や、全小学校プールの耐震補強工事を実施するなど、教育環境の整備・充実を図ったほか、先進的な英語教育の実践などにも取り組み、さらに全国学力テストの結果において、本町は県内でも常に上位に位置するなど、小・中学生の高い学力水準の維持にも努められました。

室谷さんには、これまで本町の教育振興に多大なるご協力とご尽力を頂き、心から感謝とお礼を申し上げたいと思えます。

そして、その後任につきまして慎重に検討致しました結果、同じく草深の西田誠一さんを新たに任命したく、提案するものがあります。

西田さんは、昭和 59 年 4 月から 37 年間教職員として教育現場に携わり、その間、小松教育事務所の管理課長や国府中学校・寺井中学校の校長を務め、現在は学校教育アドバイザーとして、川北町教育委員会に勤務しております。

学校教育に精通し、人格と識見を兼ね備えられた方でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、提案するものであります。

以上 3 件の人事案件について、議員各位のご同意を賜われますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 田中秀夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略・採決》

◇議長 田中秀夫

只今、議題となっております議案第 44 号から議案第 46 号までについては、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号から議案第 46 号までについては、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより、議案第 44 号から議案第 46 号

までを採決致します。

まず、議案第 44 号「川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

よって、議案第 44 号「川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについて」は、同意をすることに決定しました。

次に、議案第 45 号「川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

よって、議案第 45 号「川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、議案第 46 号「川北町教育長任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第 46 号「川北町教育長任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

《閉議・閉会》

◇議長 田中秀夫

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和3年第5回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前11時10分)